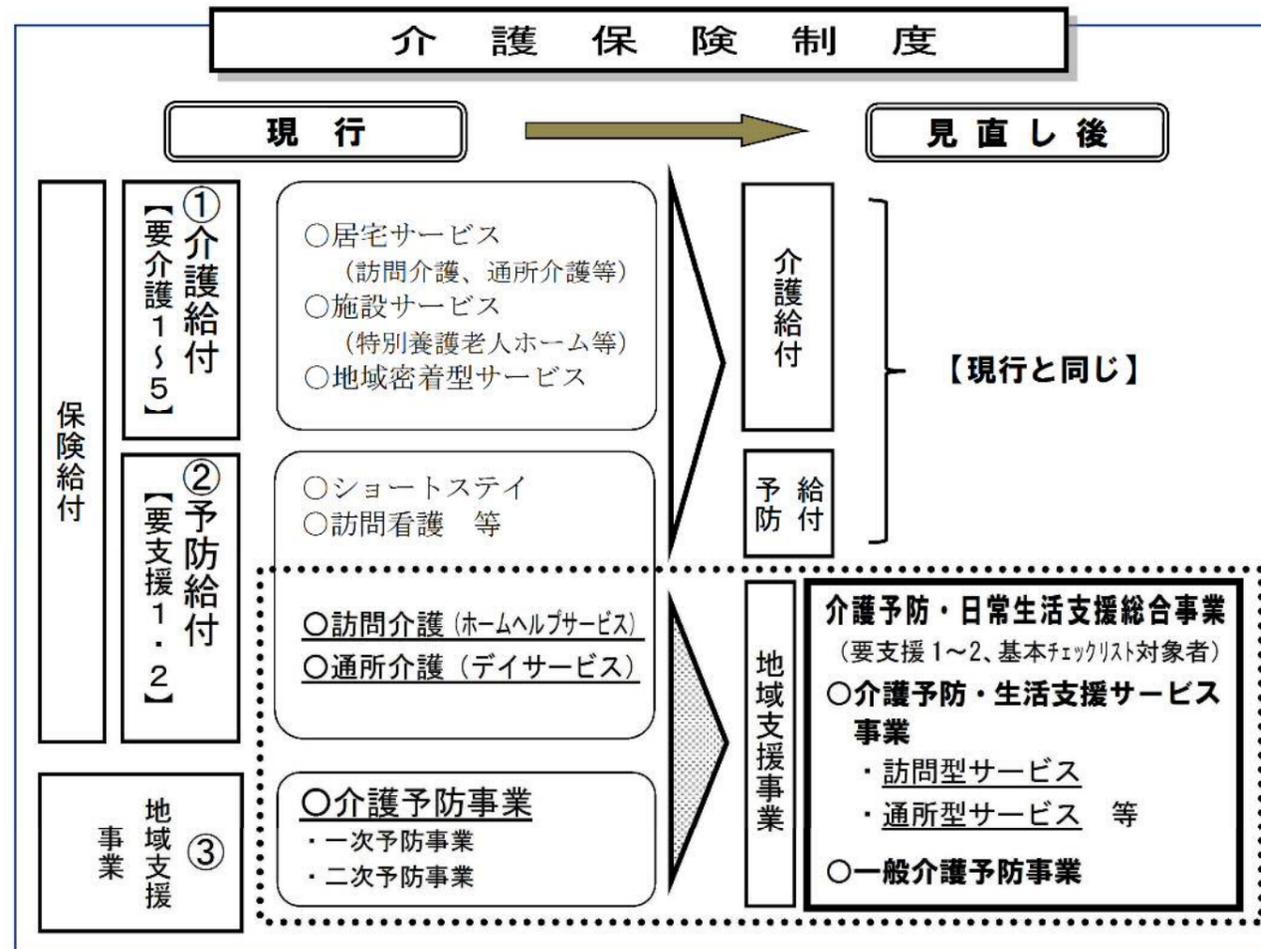


介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

1. 制度改正の概要

平成 27 年 4 月からの介護保険制度改正に伴い、要支援 1、2 の認定を受けた方（要支援認定者）に対する訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）について、全国一律の基準に基づく保険給付から市町村の事業である地域支援事業（総合事業）へ段階的に移行することとなった。

総合事業開始にあたっては、サービス基盤の整備や市民等への周知のため、平成 29 年 4 月までの経過措置が設けられている。



2. 利用対象者の迅速な決定

総合事業の利用対象者は、要支援認定者（要支援 1、2）と基本チェックリスト該当者（※）で迅速に決定される。

※国が定める 25 項目のうち、一定数の項目に該当した者
(例. バスや電車で 1 人で外出していますか 等)

3. 総合事業における 4 つのサービス内容

- 総合事業の訪問型サービス・通所型サービスはそれぞれに 4 つのサービスを予定。
- (1) 専門職による従来どおりの保険給付相当のサービス（予防給付型）
 - (2) 生活援助や生活機能維持などのニーズに対応するため、介護保険事業者を含め、NPO、企業など多様な主体による多様なサービス（生活支援型）
 - (3) 元気高齢者をはじめ地域住民が担い手として参加する支え合い（地域における支え合いの体制づくり）
 - (4) 機能回復や生活行為の改善を図るため、リハ職等による短期集中的な予防サービス（短期集中予防型）

4. 今後の検討課題

- サービス内容の決定（対象者、単価設定、利用者負担、事業者の指定基準など）
- 市民に対する周知（リーフレット配布、市政だより掲載、出前トーク・出前講演など）
- 介護保険事業者等への研修（基準の遵守、マネジメント、報酬請求等の事務手続きなど）
- 事業者の指定手続き（申請方法、指定有効期間、手数料など）
- 区役所窓口の研修（地域包括支援センター、介護保険担当など）

5. 今後のスケジュール

<平成 27 年度>

- ・介護保険事業者、NPO・企業等に対する説明、意見聴取
- ・市民アンケートの実施 → サービス内容の決定
- ・条例改正（北九州市介護保険条例の一部改正など）
- ・実施要綱制定

<平成 28 年度>

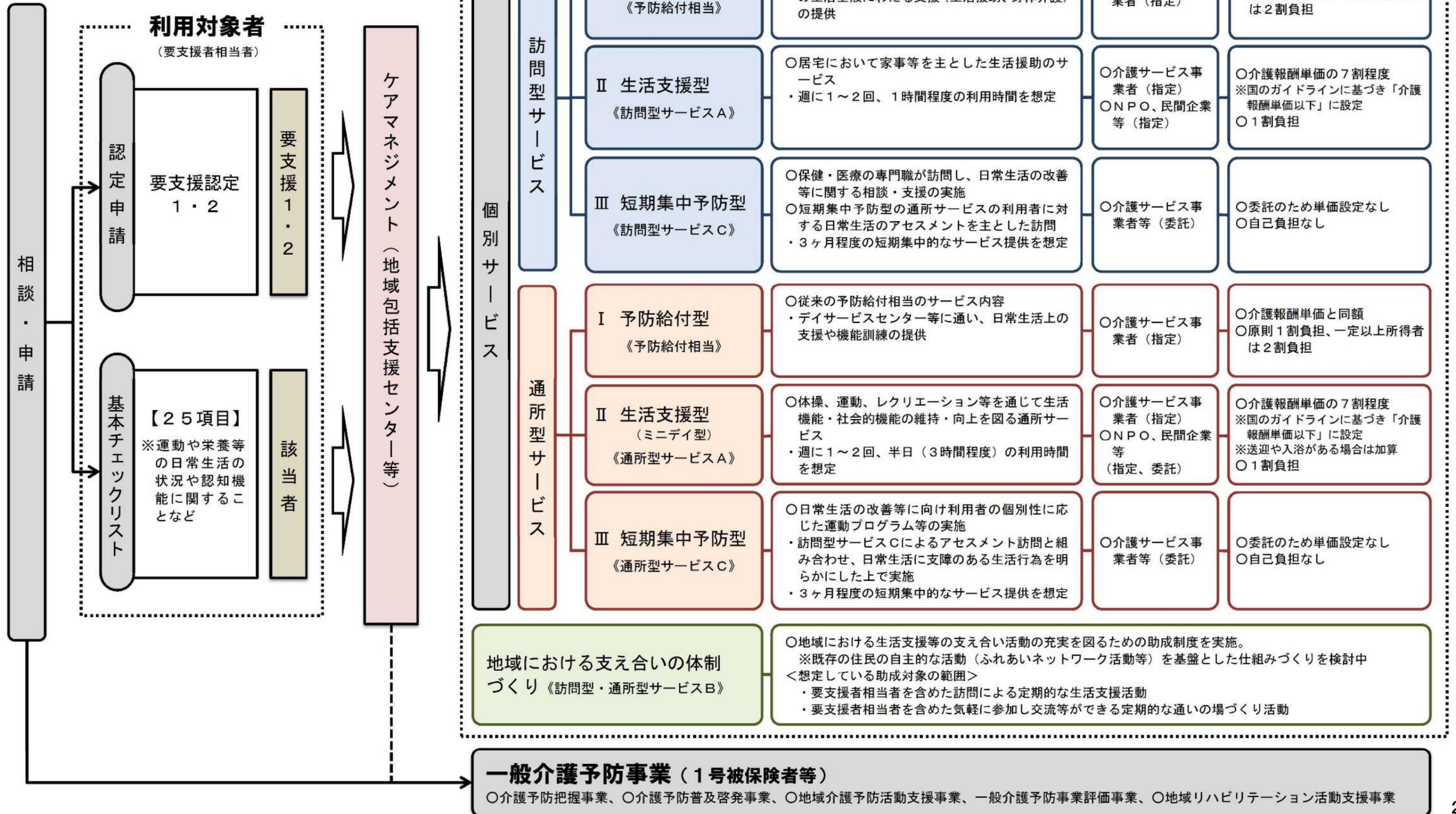
- ・介護保険事業者等への説明会、研修、指定手続き
- ・市民に対する説明（周知）
- ・総合事業の移行開始
※要支援認定の有効期間が切れた方から順次移行するため、開始後 1 年間で移行完了
(要支援認定の有効期間は最大 12 ヶ月)
- ※円滑な移行のため、各サービスを段階的に実施することも検討

<平成 29 年度>

- ・次期介護保険事業計画策定（総合事業の見直し）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用の流れ

介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、事業対象者）



■基本チェックリスト

(様式第一)

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名	住所	生年月日
希望するサービス内容		
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい 1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい 1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい 1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい 1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい 1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい 1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい 1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい 1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい 0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい 0.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい 0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい 0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい 0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい 0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい 1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい 0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい 0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい 1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい 0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい 0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい 0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい 0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい 0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい 0.いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

(様式第二)

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No.12を除く。)とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る。)とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合をいう。

■総合事業へ移行後のメリット

<移行前>

	利用の申し込み (認定)	利用の調整 (マネジメント)	利用できる サービス	利用者の負担
要支援1・2 のサービス	要支援認定 (要支援1, 2)	地域包括支援センターもしくは 居宅介護支援事業者(委託)	訪問介護 通所介護	介護報酬単価の1割(もしくは2割)



<移行後>

総合事業	要支援認定 (要支援1, 2) もしくは <u>基本チェックリスト該当</u>	従来どおり	訪問と通所サービスにそれぞれ4種類 ①予防給付型(給付相当サービス) ②生活支援型(サービスA) ③短期集中予防型(サービスC) ④地域における支え合いの体制づくり(サービスB)	サービス別に市が定める単価(介護報酬単価以下)の1割(もしくは2割)
メリット	介護認定によらず、基本チェックリストに該当すれば <u>迅速にサービスを利用できる。</u>		これまで以上に <u>多様なサービスが提供でき、利用者の選択肢が増える。</u>	従来よりも <u>低額利用できるサービス</u> もある。